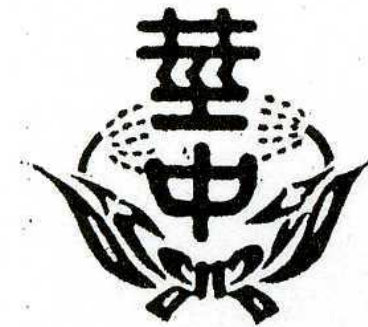


令和3年度

いじめ防止に向けた基本方針



つくば市立基崎中学校

I はじめに

教育は生徒一人一人の人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成すると共に、その可能性を開花させることが目的である。特に学園生活を終える9年生の生徒達が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜いていく力を付けさせることが学校の責務である。したがって学校はあらゆる場面において生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、現在、日本ではいじめを背景として中学生が自ら命を絶つという痛ましい出来事が起きている。当該生徒が在籍した中学校の対応に対し、関係生徒の保護者だけでなく社会全体から学校に対する不信の声が報道等を通して大きくあがっている。このことは極めて残念であり深刻に受け止めなければならない。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、生徒の権利や利益の擁護ならびにその健全な心身の成長および人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し国としての指針を示した。その内容としては

- 1 いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるものであることをふまえて、いじめの未然防止を図ることを旨とすると共に、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となりえる行為を含むものであり、決してしてはならないものであることについて、生徒が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生したときの対応策が発表された。

今回の件を契機として、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめ問題へのさらなる取り組みを進めることにより、生徒、保護者の信頼を回復させなければならない。

そのためには全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように教師は「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめはゆるさない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭に置き、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II 本校のいじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじ

めを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。(起こった場所は学校の内外を問わない)

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

Ⅲ いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1 基本施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめは、教師の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
 - ア 生徒対象いじめアンケート調査 年5回(5月、7月、10月、12月、2月)
 - イ 保護者対象いじめアンケート調査
 - ウ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
- ② 生徒の行動を注視する。(空き時間の校内巡視、授業者の引継の徹底等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- ④ 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

(3) 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦ 必要に応じて、サポートチームの活用を図る。

(4) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るためにスクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ いじめ防止等のための対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑦ 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(5) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

IV インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

V いじめに対する措置

- 1 いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- 2 いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 3 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- 4 いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 5 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

VI 保護者・地域支援のための取組

1 目的

いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

2 取組

(1) 相談窓口の周知徹底

生徒指導便りや相談室便りを作成配付し、いつでも悩みを相談できる「いじめ相談室」や県内の相談窓口の周知を図る。

(2) 情報モラルの啓発

携帯・スマホ安全教室を実施し、保護者にも参加を呼びかけ学校で保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。

(3) 広報紙やリーフレットによる情報提供

教育委員会広報紙やリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の早期発見・解決に努める。

3 今後の取組

(1) 保護者・地域と円滑な連携に向けた支援

○ 地域ぐるみの対策推進の強化

地域の青少年相談員やコンビニ等との連携・協議の場を設ける。

○ 家庭、地域に開かれた環境づくり

学校、PTA、地域の代表者による地域安全対策会議の中でいじめ問題の話し合いの場を設ける。

(2) 保護者・地域の取組支援

○ 子育てのネットワークづくりの推進

家庭の教育機能の充実を図る施策の推進を図る。

○ ネットいじめの対応強化

情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等への対策を図る。

○ 保護者、地域の学校運営への参画

学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを促す。

VII 関係機関との連携

1 目的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、迅速な解消と未然防止を図る。

2 取組

(1) 警察署との連携

○ つくば中央警察署との定期的な協議の実施

学校のいじめの実態を把握し、緊急時の具体的な対策を協議する。

○ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有

定期的に生徒の状況と対策について協議を行う。

(2) 児童相談所等との連携

○ サポート会議等の開催

生徒の状況や対策等について協議を行い、関係機関と連携した支援の充実を図る。

3 今後の取組

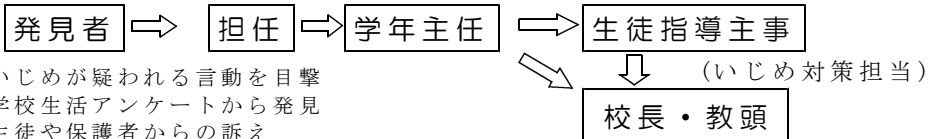
(1) 警察署との連携

○ いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化

いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。

Ⅷ 問題への対応

1 いじめ情報（本人・仲間・家庭・職員から）の把握・いじめの発見



- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・学校生活アンケートから発見
- ・生徒や保護者からの訴え

2 対応チームの編成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・SC・SS・SSW・養護教諭・その他
当該学年担当及び部活動顧問で対応チームを作り対応策を協議

3 対応方針決定・役割分担

- 情報の整理
 - ・担任等が様々な情報を一元的に集約し、時系列で詳細かつ的確に記録する
- 対応方針
 - 緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
 - 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

5 関係機関との連携

- 市教育委員会・教育相談センター→報告と対応方針の相談
- 警察→暴行・傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関→被害者の心身の外傷
- PTA→本部役員への報告・相談

4 事実の究明（被害者→周囲の生徒→加害者の順で聴取）

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接謝罪と説明をする。

5 被害者への対応

- 聴取の際は、不測の事態も想定し、絶対に生徒を一人きりにしない。
- 被害生徒には信頼関係のある教職員が行い、必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れずに真実を伝えるように支援する。
- 被害生徒の思いに耳を傾け「いつ・どこで・だれが・どんなふうに」など具体的に状況を把握する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 加害者側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

5 周囲の生徒への対応

- 情報提供者にはその勇氣ある行動をほめるとともに具体的に聞き取り、漏らさない約束と騒ぎ立てることがないように指導する。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめは許さない集団作りに向け、学級で話し合わせるなど、活動を支援する。

5 加害者への対応

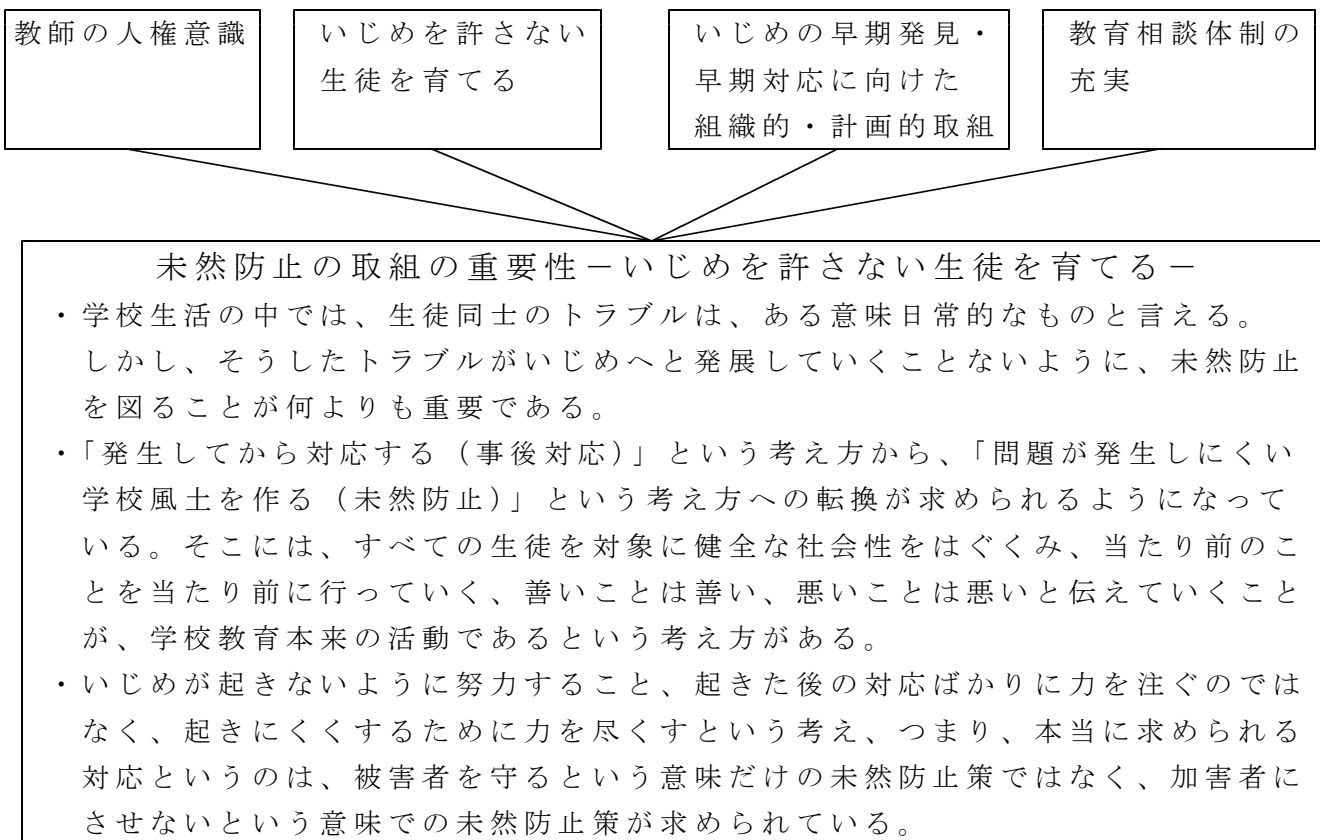
- 加害者に対しては複数の教師で行い、いじめの事実及びいじめの意識の有無を確認する。（加害者という意識がない場合はいじめられている側のつらさを十分に理解させる）
- 発言中は逐一判定をくださず、いじめに至った心情やその経緯等、加害生徒の思いにもしっかり耳を傾ける。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場で嘘やごまかしのない事実確認を行う。

6 保護者への対応

- 被害者の保護者
- 家庭訪問を行い事実を正確に伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を控えるように依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。
- 加害者の保護者
- 家庭訪問を行い事実を経過と共に伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、深刻さを認識してもらう。

1 いじめの未然防止のために

【いじめを許さない学校・学級づくり】



いじめの未然防止に向けての手だて

○ 学級経営を充実させる

- ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるもの。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。（特に年度始め）また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- ・生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめることが重要である。

▲担任と生徒たちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向が見られるとの研究結果がある。

○ 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒たちの学び合いを保障する。

○ 道徳

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にす指導の充実に努める。

○ 学級活動

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し学習する。
- ・ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し学習する。

○ 学校行事

- ・ 生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。

○ 生徒会活動

- ・ 生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。
（実践例）・生徒会による「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の中にあると心が乱れてくる。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になる。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示す。

【教師の言動】

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒のよさを見付けようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒ともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。

- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※生徒たちは、学校のすべての場で学んでいる。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要がある。

また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える等、見直しをもつことも大切である。

2 いじめの早期発見について

■ いじめを発見する手立て

○教師と生徒との日常の交流をとおした発見

- ・生活ノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して生徒たちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にする。

○アンケート調査

- ・いじめも含めた「学校生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組むことが必要である。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
- ・学年始めや長期休暇明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃にも実施することも有効である。

○教育相談をとおした把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望をする時には面談ができる体制を

整えておくことが必要である。

- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

○生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

■ 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

■ いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

(例)

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・悩み相談箱を設置する(ただし管理を徹底する)。
- ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
- ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。

- 関係機関(教育相談センター・警察の相談機関等)へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配付物やポスター等で繰り返し周知する。
- ・相談カード等を所持しているかを確認する。

- 匿名による訴えへの対応

- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

■ 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

- 保護者が生徒の変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

3 いじめの発見から解決まで

■ 発見から指導、組織的対応の展開

- (1) いじめ情報(気になる情報)のキャッチ
- (2) 対応チームの編成*事案に応じて、柔軟に編成する。

校長(教頭)、生徒指導主事(主任)、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等

(3) 対応方針の決定

① 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴

② 対応方針

- ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

③ 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

① 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ▲ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

① 被害者(いじめられた生徒)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように連絡を取り合う。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
 - 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ② 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■ 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者の不信をかう対応

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

- ・事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- ・相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの生徒は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

* 保護者の不信をかう対応

- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

■ 関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。	市教育委員会 県教育委員会・県南教育事務所
・指導方針や解決方法について相談したい。 ・生徒や保護者への対応方法を相談したい。	教育相談センター
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所、警察
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・いじめられた、いじめた生徒の心のケアが必要である。	児童相談所

いじめ問題への組織対応マネジメント

■ 組織対応の基本的考え方

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則である。

1. いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
2. いじめ対策に同一步調で取り組む組織やルールを作る。
3. いじめの早期発見等への手立てを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
4. 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
5. 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

6. 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

■ いじめ対策会議の設置

いじめ対策会議		関係機関
構成員	校長、教頭、生徒指導主事（主任）、 教育相談主任、学年主任、養護教諭、 スクールカウンセラー（相談員）等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・警察・児童相談所 ・医療機関 等
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な開催・医療機関等 ・生徒指導部会等と兼ねることも可能だが、いじめ問題に特化した会議とする。 	校内研修
内容	<ol style="list-style-type: none"> ① いじめ対策の全体計画の検討・実施・点検 ② ケースの検討 ③ 記録の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・教育相談研修 ・いじめ防止研修

■ いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌です。生徒指導主事（主任）等が兼ねることが考えられるが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておくことが必要である。

いじめ対策担当の業務

- ・校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「見える化」を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
- ・ケース会議記録の集積と引き継ぎを行う。

■ いじめの発見、報告体制等のシステム化

システム化しておくべきこと

- (1) いじめを発見した時の報告体制
- (2) いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- (3) いじめの指導記録の共通化
 - ・情報の見える化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制
 - ・いじめ問題の確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→生徒を守る
 - ・記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

■ いじめの認知件数についての考え方

- ・いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩である。
- ・認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考えられる。
- ・認知件数が多い、少ないにかかわらず、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切である。

■ いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

- (1) いじめ問題に対応するための共通理解
 - ・いじめの態様に関する認識← 事態を軽視する見方があるといじめが蔓延する。
 - ・いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。
- (2) いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢
 - ・人権意識を研ぎ澄ますことが大切である。
 - ・いじめ問題には必ず組織で対応する。
 - ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
 - ・自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにする。
- (3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。

- ・暴行罪（刑法第208条） ・傷害罪（同第204条） ・脅迫罪（同第222条）
- ・恐喝罪（同第249条） ・侮辱罪（同第231条） ・名誉毀損罪（同第230条）

取扱注意

いじめ指導記録カード

被害生徒	学 年	組	氏 名	性 別
担任氏名	支援チーム			
いじめの状況	※いじめの態様 ※加害者の状況 ※周囲の生徒たちの状況 ※保護者の状況 ※いじめの発端 ※いじめが発見されたきっかけ			
報告状況	※第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。			
対応状況				
月日	被害者への対応内容		加害者への対応内容	
	※ 被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記す。 ※聴取した内容は別紙に記載し添付する。		※ 加害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記す。 ※ 聴取した内容等は別紙に記載し添付する。	

(4) 安全配慮義務

学校がとるべきいじめに関する安全配慮義務には以下のようなものが考えられる。

- ・ 学校の一般的注意義務・いじめの本質を理解する義務・生徒の動静把握義務
- ・ いじめ全容解明義務・いじめ防止措置義務・保護者に対する報告、協議義務
- ・ 自殺の原因がいじめであるとして安全配慮義務違反が争われた事案
(東京高裁平成14年1月31判決、確定)
- ・ いじめにより登校拒否に至ったとして安全配慮義務違反が争われた事案
(東京地裁八王子支部平成3年9月26日判決、確定)

対応のポイント

- a 教職員は、いじめの発見・解消に向けて積極的に介入する
- b 管理職及び生徒指導主事へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c いじめられている生徒の立場に立って指導・援助を行う
- d 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- e いじめへの対応は、学校及び教職員の生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する
- f 学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる
- g 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている生徒が孤立している。

いじめを受けている生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。

被害者（いじめられている）

加害者（いじている）

周りではやしたてる者→ いじめを助長・促進する働き

見て見ぬふりをする者→ 結果としていじめを支持する働き

これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかが、いじめ防止指導の課題である。

◆ 登校時から始業時までの観察ポイント

- 他の生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
- 自分からあいさつしようと思わず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

◆ 授業・学級活動等の時間の観察ポイント

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の生徒がニヤニヤする。
- 教職員が誉めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配付したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等にも選ばれる。
- 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

◆ 休み時間の観察ポイント

- 仲のよかったグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。

- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
- ◆ 下校時の観察ポイント
 - 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
 - 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
 - いつも友達のを荷物を持たされている。
 - 靴や傘等がなくなる。
- ◆ その他
 - 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
 - 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
 - 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
 - 清掃時間、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
 - 部活動をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言い出す。
 - 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
 - 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
 - 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。
 - 何となく生徒の態度がおかしい。
 - 沈みがちで、表情がさえない。
 - おどおどとして、何かに怯えている。
 - 情緒不安定になり、いつもイライラしている。
 - 言葉遣いが荒くなる。
 - 友達が遊びに来なくなる。
 - 外へ出て遊ぼうとしない。
 - 衣服が泥まみれになって帰ってくる。
 - 身体にアザや引っかき傷がある。
 - 持ち物がよくなる。
 - 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
 - 家族と口をきかなくなる。
 - 弟や妹、ペットをいじめる。
 - 気持ちが悪いほど親に甘える。
 - 食欲が落ち、眠れない日が続く。
 - 余分な金銭を要求したり、勝手に家の金品を持ち出したりする。
 - 登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴えたりする。
 - 自分の部屋に閉じこもることが多い。
 - 日記やノート等に悩みを書き込んでいる。
 - 学校のことを話したがない。
 - 学校をやめたい、転校したいと言う。
 - 自殺をほのめかす言葉を口にする。
 - もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

・生徒に身に付けてほしい力

- 互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など、生徒が互いを理解し、共に認め合う力）
- 「これはよくないことなんだ」と判断できる力（道徳的判断力） 【知】
- 他者の心の痛みを感じる力（人権意識） 【情】
- いじめられる生徒と周囲の生徒が「いやだ」と言える行動力 【意】

LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点

LD・ADHD・高機能自閉症等の生徒の多くは通常の学級に在籍しているが、周囲に受け入れられ、適切な支援が行われることにより、順調に成長していくことができる。

しかし、学習面でのつまずきや対人関係がうまくとれない等、自分に自信がもてない、周囲から受け入れられない等により、いじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合があると指摘されている。

LD・ADHD・高機能自閉症等の障害により引き起こされる様々な問題が起きないように、周囲の者が十分に理解して対応していくことが重要である。

「いじめ」と「人間関係のトラブルやケンカ」の違い

力関係が対等な者同士のトラブルは、基本的にケンカの範疇に入る。しかし、対人関係の発達過程で誰もが経験する「人間関係のトラブル」さえ、いじめと受け取られかねない。事実、友人同士の些細なけんかをいじめとして保護者が訴えてきて、かえって事態がこじれる事例は数多くある。

友人同士による「人間関係のトラブル」は、対等の関係の中で生じる。そこには、いじめのような加害者と被害者という区別はなく、互いが当事者である。本来、こうしたトラブルは、当事者間あるいは友人の仲介等により生徒の世界の中で解決されてきた。しかし、コミュニケーション能力の不足している現在の生徒たちには、解決策が見いだせないまま、力関係のバランスを崩し、次第にいじめにエスカレートさせてしまうケースもある。

◆いじめ対策年間計画（□教職員の活動 ○生徒の活動）

	いじめ対策年間計画	留意点
4月	<input type="checkbox"/> 学園内、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ 【引継会議】 <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策会議編成 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 学級開き、人間関係作り、学級のルール作り 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】 <input type="checkbox"/> アサーショントレーニングの実施についての共通理解 【生徒指導部会】	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事（校外学習）を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 <input type="checkbox"/> 学校生活アンケートの実施（5月分）と分析 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言（生徒総会で決意表明） 【生徒会】	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の班編制の場面に留意する。 ・アンケートの分析で早期発見をめざす。
6月	<input type="checkbox"/> 話し合い「学級の諸問題について」 【学級活動】 <input type="checkbox"/> ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンターの実施 <input type="checkbox"/> ピアサポート活動（グッドウィルプロジェクト） 【生徒会】	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は生徒の人間関係に変化が現れることが多いので要注意。
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→生徒、保護者の意見を聞く <input type="checkbox"/> 三者面談の実施 <input type="checkbox"/> 学校生活アンケートの実施（7月分）と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活や家庭に帰ってからの様子で気になる点がないか連携を図る。
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に関する研修 <input type="checkbox"/> 人権作文への参加 【夏休みの課題】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術の向上を図る。
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談実施 <input type="checkbox"/> 行事を通じた人間関係作り 【体育祭】	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認。

10月	○行事を通じた人間関係作り ○学校生活アンケートの実施(10月分)と分析	【合唱コンクール】	・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がける。
11月	○ピアサポート活動(グッドウィルプロジェクト)	【生徒会】	・行事が一段落した11月は心の変化が現れることが多いので要注意。
12月	□教育相談(二者面談)の実施 ○行事を通じた人間関係作り □人権週間(人権意識啓発活動) ○学校生活アンケートの実施(12月分)と分析	【学級対抗駅伝】	・道徳や社会科など人権についての授業で啓発する。
1月	□冬休み明けの教育相談の実施 ○ピアサポート活動(グッドウィルプロジェクト)	【生徒会】	・生徒の変化を確認。
2月	○学校生活アンケートの実施(2月分)と分析		・進級・進学についての悩みなどを把握する。
3月	□学校評価の実施→生徒、保護者の意見を聞く □引き継ぎ資料の作成		・小中連携の情報交換資料を準備。